

**八幡浜地区施設事務組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

令和5年6月

八幡浜地区施設事務組合

■目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
1. 基本的事項	4
(1) 目的	4
(2) 対象とする範囲	4
(3) 対象とする温室効果ガス	4
(4) 計画期間	4
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	5
2. 温室効果ガスの排出状況	6
(1) 「温室効果ガス総排出量」	6
3. 温室効果ガスの排出削減目標	7
(1) 目標設定の考え方	7
(2) 温室効果ガスの削減目標	7
4. 目標達成に向けた取組	8
(1) 取組の基本方針	8
(2) 具体的な取組内容	8
5. 進捗管理体制と進捗状況の公表	10
(1) 推進体制	10
(2) 点検・評価・見直し体制	10
(3) 進捗状況の公表	11

1. はじめに

このたび、2030年度までの八幡浜地区施設事務組合の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「八幡浜地区施設事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、当組合の対象地域においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しています。

当組合の対象地域である八幡浜市、伊方町、西予市においても、それぞれの市町で地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、それぞれの市町の特色を生かした温暖化対策を進めてきました。また、国内外の情勢を踏まえ、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、鋭意取組を進めている市町もあります。

当組合においても、ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和5年（2023年）6月

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑

戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
	非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

1. 基本的事項

(1) 目的

八幡浜地区施設事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「八幡浜地区施設事務組合事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、八幡浜地区施設事務組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

八幡浜地区施設事務組合事務事業編の対象範囲は、八幡浜地区施設事務組合の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

八幡浜地区施設事務組合には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄や N₂O 等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、八幡浜地区施設事務組合事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

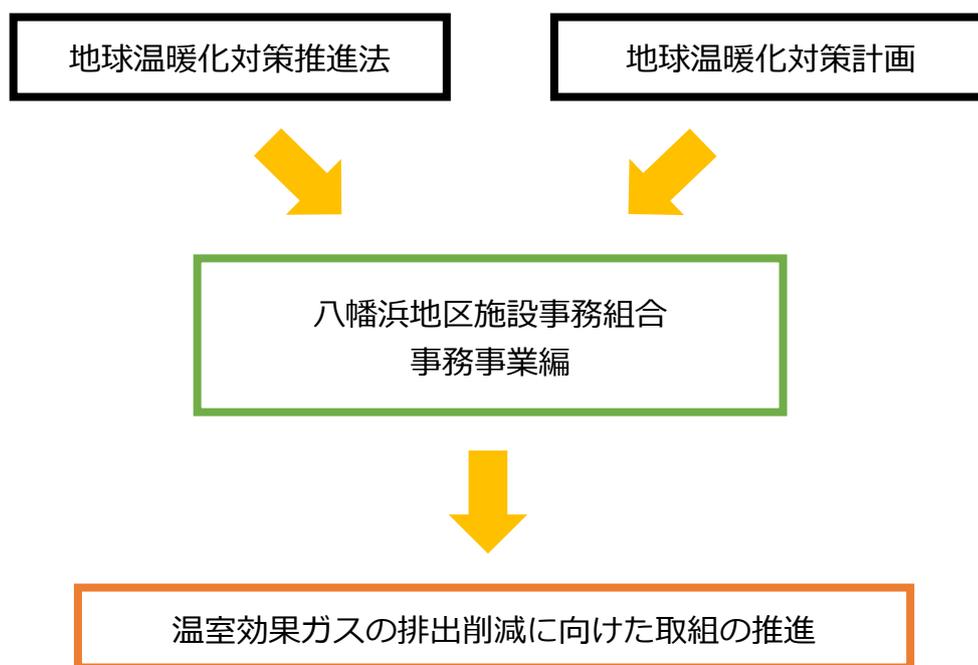
2023 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の 2027 年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度								
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の事項	基準 年度	計画 開始				計画 見直し			目標 年度
計画期間									

計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

八幡浜地区施設事務組合事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。



八幡浜地区施設事務組合事務事業編の位置付け

2. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

当組合の事務・業務の範囲における温室効果ガスの排出量を、環境省の「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）」を使用して算出したところ、基準年度（2022年度（令和4年度））の総排出量及び活動量内訳は、下記のとおりとなりました。

基準年度（2022年度（令和4年度））の総排出量及び活動量内訳

種別	一楽園	神越公園	消防本部	第1分署	第2分署	第3分署	青石寮	合計
電気 (kwh)	1150037	27772	159919	23794	22887	24299	846275	2254983
灯油 (L)	0	0	0	0	646	477	279	1402
LPガス (m3)	10	0	513	206	322	317	9450	10818
軽油 (L)	0	0	7372	531	402	268	39	8612
ガソリン (L)	261	99	13537	4495	4481	3176	1628	27678
A重油 (L)	60000	0	0	0	0	0	26000	86000
CO ₂ 排出量 (t)	559.56	13.70	128.05	23.35	22.55	19.86	415.58	1182.65

※ 一次救急休日・夜間診療所は、市立八幡浜総合病院としてカウントされています。

3. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、八幡浜地区施設事務組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2022年度）比で20%以上削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2022年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	1,182.65 t-CO ₂	946.12 t-CO ₂
削減率	—	20%

4. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

八幡浜地区施設事務組合においては、「太陽光発電の導入」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」、「省エネ設備への転換」を重点的な取組として位置付けます。

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 自動販売機の照明は消灯します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 使用しない O A 機器等の電源を O F F にします。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 施設内外の照明の LED 化を進めます。
- 一楽園の基幹的改良工事に合わせ、機器の省エネ化を図ります。
- 神越公園グラウンドの照明灯の L E D 化を順次行います。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- グリーン購入基準に基づいた物品等の調達を進めます。
- 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組めます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電を積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 太陽光発電の設置可能な施設に導入を進めます。

⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

⑥ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

5. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

八幡浜地区施設事務組合事務事業編を推進するために、事務局に「八幡浜地区施設事務組合地球温暖化対策推進本部」を設けます。また、各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 八幡浜地区施設事務組合地球温暖化対策推進本部

事務局長を推進本部長とし、各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。八幡浜地区施設事務組合事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 地球温暖化対策推進責任者

各施設に1名配置します。基本的に、各施設の長を責任者とします。各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

(2) 点検・評価・見直し体制

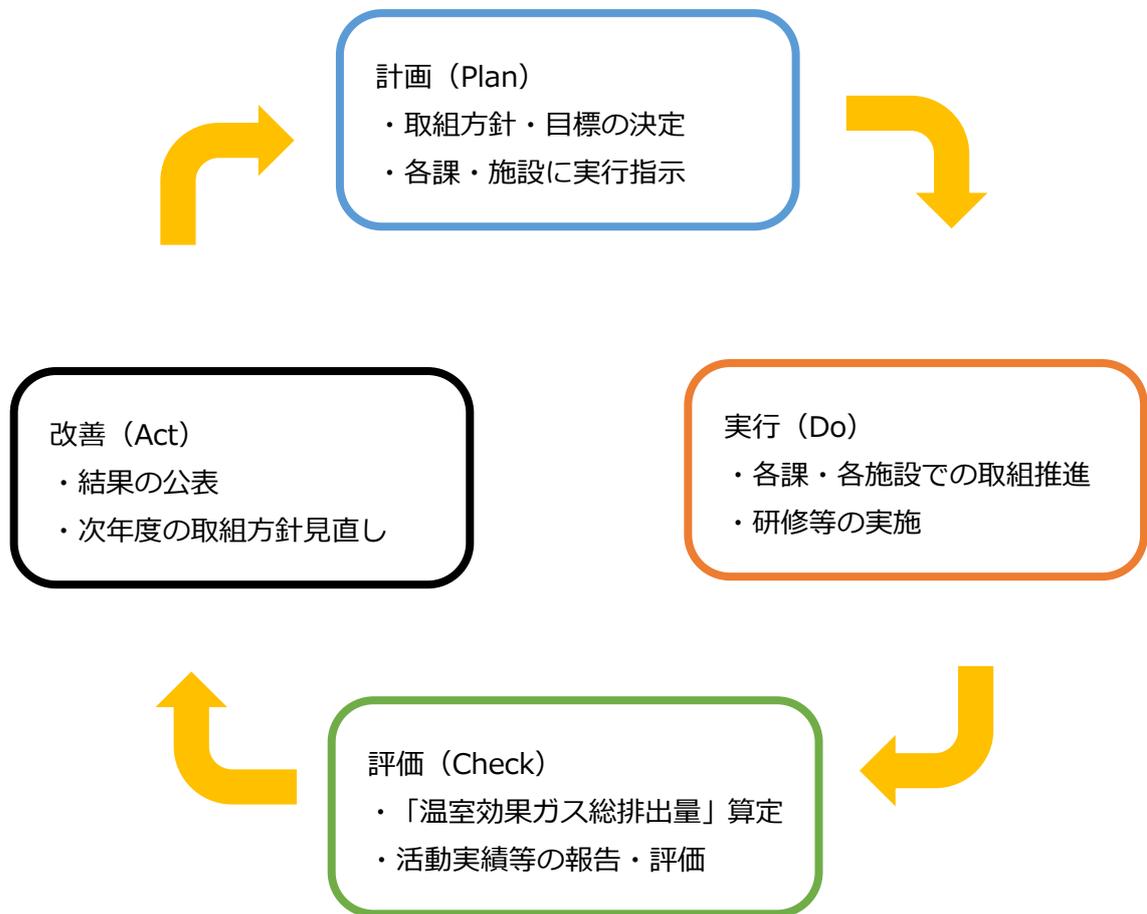
八幡浜地区施設事務組合事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、八幡浜地区施設事務組合事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

八幡浜地区施設事務組合事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進本部に報告します。推進本部は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進本部は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2027年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2028年度に八幡浜地区施設事務組合事務事業編の改定を行います。



毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

八幡浜地区施設事務組合事務事業編の進捗状況は、八幡浜地区施設事務組合のホームページ等で毎年公表します。